

金銭消費貸借契約規定

第1条 (元利金返済額等の自動支払)

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日(返済日が休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ)までに毎回の元利金返済額(半年ごとの増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。)相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
- 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
- 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条 (据置期間中の利息の自動支払)

借主は、借入要項記載の据置期間中の利息を前条第1項および第2項に準じて支払うものとします。

第3条 (繰り上げ返済)

- 借主がこの契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合は、全額繰上返済のみとします。
- 借主がこの契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合は、あらかじめ銀行へ通知するものとします。
- 繰り上げ返済により未取利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
- 借主がこの契約による債務を全額繰上返済をする場合は、前2項に準ずるものとします。

第4条 (利率の変更)

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合におきましては、銀行は借入要項記載の利率を一般に行われる程度のもに更新することができます。変更にあたっては、あらかじめ書面により通知するものとします。

第5条 (担保)

借主は銀行から債権保全のため担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ、一切異議を申し立てないものとします。

第6条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によってこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 株式会社ジャックス(以下「保証会社」という)より保証の中止又は解約の申入れがあったとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主に相続の開始があったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第7条 (反社会的勢力の排除)

- 借主または連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること
 - 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていることと認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主または連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の①から⑤のいずれか①でも該当する行為を行わないことを確約致します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - その他前号①から④に準ずる行為
- 借主または連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主または連帯保証人との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主または連帯保証人は銀行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。
- 前項の規定の適用により、借主または連帯保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または連帯保証人がその責任を負います。
- 本条第3項の場合において、借主または連帯保証人が住所変更の届出を怠ったり、あるいは借主または連帯保証人が銀行からの通知催告等の請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延滞または到達しなかったときは、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

第8条 (銀行からの相殺)

- 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならぬこの契約による債務全額と、借主の銀行に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年365日とし、日割りで計算します。

第9条 (借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
- 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は借入要項に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準ずるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の10日前までに銀行へ書面により相殺の通知をす

るものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行へ提出するものとする。

- 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第10条 (債務の返済等にあてる順序)

- 銀行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてることができることができず、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてることができる。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてることができる指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてることができる。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてることができる指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。

第11条 (代り証書等の差し入れ)

事変、災害等やむを得ない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条 (印鑑照合)

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第13条 (費用の負担)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。
- 第3条により繰り上げ返済を行ったときの費用
 - 取扱最終期限内で、借入要項の内容を変更するのに要する費用
 - 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
 - 担保物件の調査または取戻しもしくは処分に関する費用
 - 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用

第14条 (届出事項)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに銀行に書面で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延滞または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第15条 (報告及び調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがあるときは、銀行からの請求がなくても遅滞なく報告するものとします。

第16条 (公正証書の作成)

借主は、銀行の請求があるときは、ただちに残債務に関し、強制執行をうける旨を記載した公正証書の作成に関する一切の手続をなすものとします。

第17条 (個人情報情報センターへの登録)

- 借主は、銀行が本契約(本申込を含む。以下同じ)に係る取引上の判断にあたり、借主の支払能力調査のため、銀行が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関に照会し、借主の個人情報(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、商品名、契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況等の情報。以下同じ)が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- 借主の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報情報が、銀行の加盟する信用情報機関に下表に定める期間登録され、銀行が加盟する信用情報機関および当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員により、借主の支払能力に関する調査のため利用されることに同意します。

| 登録情報 | 登録の期間 |
|-----------------|----------------------|
| 本約款に係る申込をした事実 | 当該機関を利用した日より1年間 |
| 本約款に関する客観的な取引事実 | 貸出実行期間中および最終返済日より5年間 |
| 債務の支払を延滞した事実 | 事実発生の日から5年間 |

(銀行が加盟する個人情報情報機関は全国個人情報情報センター(所在地 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号03-3214-5020)です。)

第18条 (管轄裁判所の合意)

借主はこの契約に関する紛争が生じたときは、銀行本店所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条 (団体信用生命保険 ※団体信用生命保険有り契約の場合)

- 借主は、この契約による債務につき銀行が所定の方法により借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。
- 借主は現在健康に異常なく、団体信用生命保険契約にもとづき提出した団体信用生命保険告知書記載事項は、真実に相違ないことを誓います。なお、この事実と相違した場合においては、保険契約が解除されても異議ありません。
 - 保険金額は、借主が銀行に対して負担する債務額を基準とし、その算定は銀行が指定する生命保険会社との間で定めた計算方法によることに異議ありません。
 - 借主が銀行に対して負担する債務の存続する間、団体信用生命保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく銀行に通知のうえ、その指示に従います。
 - 前項により銀行が保険金または給付金を受領したときは、受領金相当額の銀行に対する債務につき、期限のいかんにかかわらず返済があったものとして、銀行において銀行所定の手続きに従い取り扱うことを承諾します。
 - 前項の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他費用等不足する金額については、銀行の請求があり次第ただちに支払います。
 - 借主が継続し被保険者であった期間が2年に満たない間に万が一借主の告知義務違反により、生命保険会社から給付を受けた保険金または給付金の返還を請求されたときは、返還すべき金額に相当するこの契約の債務につきただちに返済します。
 - 上記保険契約にもとづく保険料は銀行の負担とします。ただし、銀行が必要となる場合は、いつでも銀行の請求により借主が負担することとします。
 - この団体信用生命保険契約は、銀行の都合によりいつ解約されても異議ありません。